

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく各不動産取得税賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求については、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 7 日付けの納税通知書により行った別紙 1 物件目録 1 記載の土地（以下「本件土地」という。）及び同目録 2 記載の家屋（以下「本件家屋」といい、本件土地と併せて、以下「本件各不動産」という。）の各持分取得に係る各不動産取得税賦課処分（以下「本件各処分」という。その内容は、別紙 2 処分目録 1 及び 2 記載のとおり。）について、いずれもその取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性・不当性を主張している。

夫婦間の居住用不動産の贈与の特例制度は、配偶者の 20 年にわたる貢献に報いるために、国が認めている制度である。それにもかかわらず、地方税において、いかなる斟酌もなく、普通どおりに不動産取得税を課税しているのは法律の欠陥であり、国税と地方税で法制度が違うと説明

するだけの処分庁の対応には納得できない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月4日	諮問
平成31年1月15日	審議（第29回第2部会）
平成31年2月15日	審議（第30回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法73条の2第1項の規定によれば、不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課することとされている。

そして、法は、1条2項の規定において、この法律中道府県に関する規定は都に準用し、この場合においては、「道府県」、「道府県知事」等とあるのは、それぞれ「都」、「都知事」等と読み替えるとしている。したがって、都の区域に所在する不動産の取得に対しては、都において、不動産取得税を課することとなる。

- (2) 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とし（法73条の13第1項）、価格とは、「適正な時価」をいうとされている（法73条5号）。

- (3) 法73条の21第1項本文によれば、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとされている。
- (4) 法380条1項によれば、市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。なお、「固定資産課税台帳」とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称するものである（法341条9号）。
- (5) 法は、固定資産税を市町村税と定めているが（5条2項2号）、都は、特別区の存する区域において、固定資産税を課するものとし、この場合においては、都を市とみなして、固定資産税について該当する法の規定（341条ないし436条）を準用するものとしている（734条1項）。

したがって、特別区の存する区域においては、都が、上記(4)の固定資産課税台帳を備えているものである。

- (6) 法73条の17第1項の規定によれば、不動産取得税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法1条1項7号）の方法によるものとされている。

## 2 本件各処分について

本件各不動産のそれぞれ2分の1の持分は、平成30年6月26日付けで、贈与により夫から請求人に所有権移転したものである。また、本件各不動産は、同日現在いずれも平成30年度の固定資産課税台帳に固定資産の価格（本件各登録価格）が登録されている不動産であることが認められる。

したがって、処分庁が、法73条の21第1項本文の規定に基づき、本件各登録価格により本件各処分に係る課税標準を決定した上で、本件

各処分を行ったことは、上記 1 の法令の定めに基づいてなされた適正なものであり、また、本件各処分においては、違算等も認められないことから、そこに何ら違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張に対する検討

請求人は、夫婦間の居住用不動産の贈与について、国税である贈与税には税制上の優遇措置があるのに、地方税である不動産取得税に同様の法制度がないのは法の欠陥である旨主張する（上記第 3）。

しかし、そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令（具体的には前述の 1 に引用した法令）を所与のものとした上で、これに基づいて処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、現行の法令の規定に存在しない不動産取得税の課税処分に係る特例措置の適用を求める請求人の主張は、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服といえ、本件各処分の取消理由とすることはできないというほかない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件各処分について、上記 2 及び 3 に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2（略）